

# 米国の対外投資規制の概要

2026年4月  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
調査部  
ニューヨーク事務所

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

<目次>

I.	背景・経緯 .....	2
II.	米国の対外投資規制の法令上の枠組み .....	3
	A. 大統領令 14105 .....	3
	B. 対外投資に関する最終規則 .....	5
	C. 2025 年包括的対外投資国家安全保障法 .....	10
III.	その他の対外投資規制に関連する法令の枠組みおよび概要 .....	13
IV.	日本・日系企業の留意点 .....	15

## はじめに

本レポートでは、米国の対外投資規制の背景、法令整備の経緯および現時点での主要な法令規制の枠組みについて概説した上で、これらの規制が日本企業および日系企業に与え得る影響と留意点を整理しています。本レポートは、米国のメイヤー・ブラウン法律事務所の協力を得て作成しました。本レポートが、米国とビジネスを行う方々にとって参考となれば幸いです。

2026年4月  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
調査部 米州課  
ニューヨーク事務所

## I. 背景・経緯

米中間の覇権争いが続く中、米国では、安全保障確保の観点に基づき、対内投資規制のみならず対外投資規制を行うべきとの議論が、オバマ政権の後半から一部の安全保障専門家の中で指摘され始めた。オバマ政権後の第1次トランプ政権中の2018年、連邦議会で「輸出管理改革法（ECRA）」および「外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）」の審議が行われた際には、中国が米国にもたらす脅威に鑑みれば、既存の米国の輸出管理の枠組みの中で貨物（物品）、ソフトウェア、技術の規制を行うのみでは不十分で、中国の軍備、諜報活動、人権問題などを支援する企業などに米国の資金が流れることを防止するために、投資規制全般の文脈の中で、対中国投資規制の法整備を行うべきと指摘された。

このような対外投資規制導入に向けた議論の流れを受け、2021年国家安全重要能力防衛法（NCCDA）の審議過程で、米国の対外投資審査体制を構築する条項が同法案に含まれた。だが、産業界（特に金融業界）を中心に慎重論が出され、米国内で十分な議論が尽くされていないとの観点から、対外投資規制審査に関連する条項は同法案から削除された。バイデン政権下では、CHIPS および科学法（CHIPS プラス法）として成立した法案が審議される過程で、対外投資審査に関する条項も含まれたが、CHIPS プラス法でも、対外投資審査の方法や手続き、手段などについて議会関係者の中でコンセンサスが得られず、最終法案から削除された。

連邦議会で、米国の対外投資規制のためのさまざまな法的枠組みが議論されている期間中、第1次トランプ政権は2020年11月12日、大統領令13959を発令し、米国から中国の軍備強化を支援している企業への資金の流れを防止する措置の第一歩として、米国人（U.S. person）が「共産主義中国の軍事企業（Communist Chinese military company、CCMC）」への投資となり得る公開有価証券取引への関与を、原則として禁止する方針を明らかにした。バイデン政権は、公開有価証券の取引禁止を通じた対中国投資規制の基本方針をさらに拡充するため、2021年6月3日に大統領令14032を発令し、U.S. person が「中国の国防および関連軍需品部門（defense and related materiel sector）」もしくは「監視技術部門（surveillance technology sector）」の活動に関与している企業などの公開有価証券などの売買などへの関与を禁止した。

その後バイデン政権は、より包括的な米国の対外投資規制強化のための枠組み作りの第2の措置として、連邦議会での立法を待たずに、2023年8月9日、「懸念国の特定の国家安全保障技術および製品への米国の投資に対処する大統領令14105」を発令した。同大統領令では、中国（香港、マカオを含む）を米国の安全保障上の「懸念国」に指定するとともに、懸念国の3つの重要な技術部門（半導体およびマイクロエレクトロニクス、量子情報技術、人工知能（AI）システム）に関連する U.S. person による特定の投資などを禁止した。また、その他の米国の安全保障に重要な影響を及ぼし得る特定の投資を含む取引については、米国政府（財務省）への通知を義務付ける対外投資規制の基本方針および規制の枠組みを示し、財務長官に対しそれを実施するための具体的な行政規則の制定を指示した。

これを受け、米財務省は2024年10月28日に対外投資規則（Outbound Investment Rule : OIR）の最終規則を公表し、同規則は2025年1月2日から施行されている（詳細はII.Bを参照）。

2025年に入り、大統領令14105に基づくOIR最終規則が施行され始めた後も、議会では施行中のOIR最終規則について、米国の投資家を含むさまざまな関連業界から意見を汲み取りつつ、連邦の成文法で、より永続的な対外投資規制の原則と枠組みおよび手続きを規

定する法案の審議が続けられた。この結果、2025年12月18日、「2025年包括的対外投資国家安全保障法（Comprehensive Outbound Investment National Security Act of 2025、「COINS法」）が、2026会計年度国防授權法（National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2026）の一部（Title LXXXV）として制定された。

## II. 米国の対外投資規制の法令上の枠組み

以下では、現時点の米国の対外投資規制の基本的枠組みの根拠となっている大統領令14105およびその施行規則であるOIR最終規則の概要をまとめる。また、大統領令14105と重複する対外投資規制の基本方針と手続きを連邦の成文法として規定しているCOINS法のポイントを整理する。そして、今後いかに、OIR最終規則の改正や調整の手続きを通じてCOINS法が施行され、米国の対外投資規制が実施されていく可能性があるかを検討する。

### A. 大統領令14105

2023年8月9日、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき、ジョー・バイデン大統領が発令した「懸念国の特定の国家安全保障技術および製品への米国の投資に対処する大統領令14105」（EO 14105）<sup>1</sup>の骨子は以下のとおりとなっている。

#### 前文

「懸念国（countries of concern）」の軍、諜報、監視活動、サイバーにより可能となる能力にとって極めて重要である機微な技術および製品を懸念国が向上させていることは、米国外に起源のある非常かつ重要な脅威となっており、特定の米国の投資は、この脅威をさらに深刻にするリスクをもたらす。よって、国家緊急事態を宣言し、以下のとおり命じる。

#### Section 1. 通知取引、禁止取引

(a) 財務長官は、U.S. person<sup>2</sup>に対して、「対象外国人（covered foreign person）」が関与する特定の取引（「通知取引（notifiable transaction）」）を通知することを義務付け、またU.S. personが行うことが禁止される「対象外国人」が関与する特定の取引（「禁止取引（prohibited transaction）」）に関する規則を制定しなければならない。

(b) 本令に基づき制定される規則は、米国の安全保障の脅威に寄与し得る「国家安全保障技術および製品（covered national security technologies and products）」が関与する「通知取引」のカテゴリーを特定しなければならない。

(c) 本令に基づき制定される規則は、「懸念国」の軍事、諜報、監視、もしくはサイバーにより可能となる能力を顕著に向上させる潜在的能力により、国家安全

<sup>1</sup> Executive Order 14105 of August 9, 2023, Addressing United States Investments in Certain National Security Technologies and Products in Countries of Concern.  
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-08-11/pdf/2023-17449.pdf>

<sup>2</sup> U.S. person とは、米国籍を有する個人、米国永住権保持者、米国もしくは米国内の法律に基づき設立されている組織（その米国外の支店も含む）、および、米国内にいる人（個人・自然人もしくは法人）を意味する。

保障上の特に深刻な脅威となっている「国家安全保障技術および製品」が関与する「禁止取引」の κατηγοリーを特定しなければならない。

## Section 2. 財務長官の責務

財務長官は、本令を遂行するにあたり、(a) 議会や一般国民との連絡をとり、(b) 通知を受けた取引について商務長官と協議し、(c) 「国家安全保障技術および製品」などについて関係省庁と協議し、(d) 懸念国が「国家安全保障技術および製品」を向上させることによりもたらし得る脅威について同盟国・パートナー諸国と協議し、(e) 本令の施行に関連する外交上の考慮について国務長官と協議をし、(f) 違反行為を捜査し、適切に民事行政罰を適用しなければならない。

## Section 3. 制度の構築

財務長官は、本令の Section 1 に基づき制定された規則の発効日から 1 年以内に、そして、その後定期的に、「国家安全保障技術および製品」の内容を改変すべきか否か、他の関係省庁とも協議の上、検討しなければならない。

## Section 4. 大統領への報告

財務長官は、本令の Section 1 に基づき制定された規則の発効日から 1 年以内、その後少なくとも年に一度、大統領に対して、(a) 本令により実施されている措置の有効性、および (b) 本令の修正および「国家安全保障技術および製品」に関する他の追加的措置などに関する勧告をしなければならない。

## Section 5. 議会への報告

財務長官は、国家緊急事態法 (NEA) および IEPPA に基づく国家緊急事態宣言に関する報告を議会に対して行うことができる。

## Section 6. 米国政府の公的な活動

本大統領令およびそれに基づく行政規則は、米国政府の公的な活動を禁止するものであってはならない。

## Section 7. 秘密保持

本令に基づき制定される規則では、(米政府に) 提出される情報もしくは文書の秘密保持の対策が取られなければならない。

## Section 8. 追加的な「通知取引」「禁止取引」

- (a) 本令に基づき制定された規則の違反となる共謀行為も禁止される。
- (b) 本令および本令に基づき制定された規則の禁止条項の回避、潜脱、違反となる行為の未遂行為も、禁止され違反行為となる。
- (c) 本令に基づき制定された規則では、U.S. person が自ら行えば禁止行為となる取引を承知しつつ他者に行わせることも「禁止取引」とすることができる。

- (d) 本令に基づき制定される規則では、U.S. person により支配 (controlled) されている外国法人が、(i) U.S. person 自らが行えば「通知取引」となり得る取引についても、財務省に通知すること、および、(ii) U.S. person 自らが行えば「禁止取引」となり得る取引を行うことを禁止し防止するためのあらゆる合理的な措置を講じることを義務付けることができる。

## Section 9. 用語の定義

本令で用いられている特定の用語の定義。

特に「懸念国」とは、以下のとおり定義されている。

米国大統領が、米国の国家安全保障上脅威となる、自国の軍、諜報、監視活動、もしくはサイバーにより可能になる能力にとってきわめて重要で、機微な技術および製品の向上を指示、援助、もしくは支援する、包括的で長期的な戦略をとっていると認定した、本令の付属文書に記載されている国もしくは領土。

付属文書には、懸念国・地域として、中国、香港、マカオが記載されている。

## Section 10. 一般規定

### B. 対外投資に関する最終規則

#### 1. 最終規則制定の経緯

上述のとおり、2023年8月9日に発令された EO 14105 は、財務長官に以下に関する行政規則を制定することを指示した。

- (1) U.S. person が、米国の安全保障にとって特に深刻な脅威をもたらす特定の技術および製品が関与する「懸念国の者 (person of a country of concern)」と取引を行うことを禁止する規則、および、
- (2) U.S. person が、米国の安全保障に対する脅威に寄与し得る特定の技術および製品が関与する取引について、財務長官に通知することを義務付ける規則。

これを受け、財務省は2023年8月9日、規則策定案の事前通知 (ANPRM) を行った。その後、2024年6月21日に、具体的な規則案の通知 (NPRM) をし、パブリックコメントを募った後、2024年10月28日に EO 14105 を具体的に実施するための「懸念国における特定の国家安全保障技術および製品への米国の投資に関する規定」<sup>3</sup>の最終規則 (Outbound Investment Rule、 「OIR 最終規則」 ) を公表した。<sup>4</sup> OIR 最終規則は2025年1月2日から施行され、現在に至っている

<sup>3</sup> 31 CFR Part 850, Provisions Pertaining to U.S. Investments in Certain National Security Technologies and Products in Countries of Concern.

<sup>4</sup> 同最終規則の公告に関する2024年10月28日の財務省プレスリリースは次のとおり。

<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy2687>

同最終規則の制定に関する経緯の詳細および最終規則の内容は、2024年11月15日付の官報 (Federal Register) で公告された。<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-11-15/pdf/2024-25422.pdf>

OIR 最終規則の全体の構成は以下のとおりとなっている。

Subpart A.	一般規定
Subpart B.	用語の定義
Subpart C.	禁止対象取引および他の禁止対象となる活動
Subpart D.	通知対象取引および他の通知対象となる活動
Subpart E.	例外および免除規定
Subpart F.	違反行為
Subpart G.	罰則および開示手続き
Subpart H.	情報の扱いに関する規定
Subpart I.	その他の規定

## 2. OIR 最終規則のポイント

以下、OIR 最終規則の主要な規定のポイントを概説する。

### (a) 「禁止取引」および他の禁止対象となる活動

最終規則では、「米国人 (U.S. person)」<sup>5</sup>が、本規則の適用除外に該当しない限り、「禁止取引」に従事することが禁止されている。

「禁止取引」とは、「対象取引 (covered transaction)」(後述)であって、かつ、「対象外国人」(詳細は II.C.4 を参照)、もしくは、「対象取引」を行う合弁事業が、以下のいずれかに該当する活動に従事するものを指す。

- (i) 集積回路 (IC)、パッケージング、半導体、半導体製造装置などの開発、設計、製造などに関連する活動
- (ii) 特定のスーパーコンピュータの開発、設置、販売、製造などに関連する活動
- (iii) 「量子コンピュータ」や量子通信システムの開発、製造などに関連する活動
- (iv) 特定の「AI システム」の開発などに関連する活動
- (v) 「対象活動」に従事する「懸念国の者」<sup>6</sup> (法人などを含む) の、取締役会などでの一席、投票権もしくは持分、または契約により当

<sup>5</sup> 「米国人 (U.S. person)」とは、米国籍を有する個人、米国永住権保持者、米国もしくは米国内の法律に基づき設立されている組織 (その米国外の支店も含む)、および、米国内にいる人 (個人・自然人もしくは法人) を意味する。31 CFR 850.229.

<sup>6</sup> 「懸念国の者」とは、以下のいずれかに該当する人 (法人などを含む) を意味する。31 CFR 850.221.

- (a) 懸念国の国籍もしくは永住権を有し、かつ、米国籍・永住権を持たない個人 (自然人)
- (b) 懸念国に主たる事業活動の本拠地もしくは本社を有している、もしくは、懸念国の法律により設立された、法人など (entity)
- (c) 懸念国の政府 (懸念国の行政小区域、政党、政府機関、それらの代理人を含む)、懸念国政府が直接もしくは間接的に 50%以上投票権などを有している組織、その他の手段により懸念国が、組織の経営もしくは方針を決定などする権限を有している組織
- (d) 上記 (a) ~ (c) のいずれかに該当する人が、個別にもしくは集合的に、直接もしくは間接的に、組織の 50%以上の議決権、取締役会などの議決権、もしくは持分を持つ法人など (entity)
- (e) 上記 (d) に該当する人が、個別にもしくは集合的に、直接もしくは間接的に、50%以上の組織の議決権、取締役会などの議決権、もしくは持分を持つ法人など (entity)

該者の経営や方針に対しての指示権を、直接もしくは間接的に有するもの

- (vi) 「対象取引」に従事している「対象外国人」が、特定の制裁対象者のリスト<sup>7</sup>に掲載されているもの

「対象取引」とは、U.S. person が、取引の時点において「承知しつつ」、直接、もしくは間接的に、行う以下のいずれかの取引を指す。

- (i) U.S. person による特定の人（法人などを含む）の持分（equity）、もしくは、条件付持分（contingent equity）の取得であって、U.S. person が、その取得時に持分の対象となる人が「対象外国人」であることを承知しているもの
- (ii) 「対象外国人」へのローンもしくは特定の条件を満たす類似の負債金融（debt financing）のアレンジ
- (iii) 「対象外国人」に関する条件付き持分から通常の持分への転換
- (iv) 「懸念国」内の事業活動、土地、財産・所有物（property）、その他の資産（other assets）の取得、リース、その他の開発であって、それが、「対象外国人」の設立をもたらすか、「懸念国の者」が「対象活動（covered activity）」<sup>8</sup>に従事することをもたらすことを、U.S. person が、取得、リース、その他の開発時に「承知している（know）」もの
- (v) U.S. person が「懸念国の者」（法人を含む）と行う合併事業であって、合併事業の発足時に、当該合併事業が「対象活動」に従事することを U.S. person が承知しているもの
- (vi) U.S. person による（「米国人」ではない）ファンドなどの有限責任のパートナーとしての地位（その他の類似の権益を得る地位など）の取得であって、U.S. person が、その取得時に、当該取得によって、当該ファンドなどが、半導体などの部門の「懸念国の人」に投資をする可能性が高く、かつ、当該ファンドが、もし U.S. person が行うとすれば「対象取引」となる取引を行うであろうことを、承知しているもの

以上を総括すれば、U.S. person が、懸念国の者が関与すると承知している特定の取引を行う場合には、それが本規則で「禁止対象」に該当しないことをまず確認する必要がある。より具体的には、U.S. person が、何らかの（投資活動を含む）取引を行う場合には、以下の手順に従って、しかるべくデューディリジェンスを行い、OIR 最終規則の順守に努める必要がある。

- (i) 当該取引に、何らかの形で「対象外国人」（すなわち、中国籍を有する個人、中国の法人、もしくは中国に活動の本拠地などを有する組織など）が関与しているか。

<sup>7</sup> 制裁対象者（リスト）には、Entity List、Military End User List、Military Intelligence End-User、SDN List、NS-CMIC List、外国テロリストが含まれる。

<sup>8</sup> 「対象活動（covered activity）」とは、「通知取引」または「禁止取引」に関する規定の中で言及されている、これらの規定の対象となる何らかの取引を指す。31 CFR 850.208.

- (ii) 当該取引は「対象取引」（対象外国人持分の取得、ローン、融資、懸念国内の財産・資産、懸念国との接点を持ち得る合弁事業、ファンドなど）に関連する取引などに該当するか。
- (iii) 当該取引は、半導体、半導体製造装置、スーパーコンピュータ、量子コンピュータ、量子通信システム、AI システムの開発、製造などに関連するものか（この場合、当該取引は「禁止取引」に該当し得る）。
- (iv) 上記 (iii) に該当しない取引であるが、特定の集積回路の設計、製造もしくはパッケージング、または、特定の AI システムの開発に係るものか（この場合、当該取引は、後述の「通知取引」に該当し得る）。

(b) 「通知取引」およびその他の通知対象となり得る活動

OIR 最終規則では、U.S. person が以下のいずれかに該当する場合には、財務省に関連取引などについて通知（notify）しなければならないとしている。

- (i) U.S. person が「通知取引」を行う場合。
- (ii) U.S. person の支配下にある「外国の法人など（controlled foreign entity）」が、仮に U.S. person 自身が従事した場合には、「通知取引」となる何らかの取引を行う場合。
- (iii) U.S. person が、特定の取引を行った際には承知していなかったが、当該取引が「対象取引」となっていたであろう特定の事実や状況を、当該取引完了後に承知するに至った場合。

「通知取引」とは、（「禁止取引」ではない）「対象取引」であって、「対象外国人」、もしくは、関連する「合弁事業」が、以下のいずれかを行う場合を指す。<sup>9</sup>

- (i) 特定の集積回路の設計
- (ii) 特定の集積回路の製造
- (iii) 特定の集積回路のパッケージング
- (iv) 特定の AI システムの開発

従って、U.S. person が、何らかの（投資活動を含む）取引を行う場合には、①取引が「対象取引」に該当するか否か、②取引が「禁止取引」に該当するか否か、③取引に「対象外国人」または「対象外国人が関与する合弁事業」が関与するか否か、および④OIR 最終規則で規定されている特定の集積回路もしくは AI システムが関連する取引か否か、の諸点について、しかるべくデューディリジェンスを行う必要がある。その取引が「通知取引」に該当すると判断した場合には、後述の OIR 最終規則で規定されている手続きに従い、財務省に対して、特定の情報を通知することが義務付けられる。

<sup>9</sup> 31 CFR 850.217.

(c) 「通知取引」の財務省への通知手続き

U.S. person は、U.S. person 自身、もしくは U.S. person の支配下にある組織が、「通知取引」を行った場合には、当該取引完了後 30 日以内に、財務省の **Outbound Investment Security Program** のウェブサイト<sup>10</sup>に揭示されているポータル<sup>11</sup>を通じて、特定の項目に関する情報（後述）を通知しなければならない。

U.S. person が、U.S. person 自身、もしくは U.S. person の支配下にある組織が過去に行った特定の取引について、取引完了後に「通知取引」であったことを知った場合には、「通知取引」であったことを知ってから 30 日以内に関連情報を通知しなければならない。<sup>12</sup>

(d) 「通知取引」に関する財務省への通知内容

U.S. person は、「通知取引」について、以下を含む情報を財務省に提出することが義務付けられている。

- (i) U.S. person である通知者の連絡先
- (ii) 通知者の名前、所在地など
- (iii) 取引後の通知者を含む事業の機構図
- (iv) 取引の商業的合理性に関する説明
- (v) 取引がなぜ「通知取引」に該当すると判断したのかに関する説明
- (vi) 取引の現状
- (vii) 取引の総額
- (viii) U.S. person の持分などに関する説明
- (ix) 「対象外国人」に関する情報
- (x) 「対象活動」に関する情報
- (xi) 関連法人が「対象外国人」となる理由
- (xii) 取引が関連する技術情報
- (xiii) 関連取引が完了後に「通知取引」であったことが判明した場合、いかなる状況で判明したのかに関する説明

(e) 例外取引 (excepted transaction)

OIR 最終規則では、U.S. person が行えば「禁止取引」もしくは「通知取引」に該当する取引であっても、「例外取引」で規定されている場合は、OIR 最終規則に基づき禁止もしくは通知の対象にはならないと規定している。<sup>13</sup>

(f) 国益による適用除外 (national interest exemption)

OIR 最終規則では、財務長官が、商務長官、国務長官、その他の適切な行政機関の長と協議の上、「対象取引」が米国の国益となると認めることができる。国益となると認めた取引は、OIR 最終規則の適用を除外することができる旨規定している。<sup>14</sup>

<sup>10</sup> <https://home.treasury.gov/policy-issues/international/outbound-investment-program>

<sup>11</sup> <https://outbound.high.powerappsportals.us/>

<sup>12</sup> Id.

<sup>13</sup> 31 CFR 850.501.

<sup>14</sup> 31 CFR 850.502.

## C. 2025年包括的対外投資国家安全保障法

### 1. 2025年包括的対外投資国家安全保障法の制定とOIR最終規則の関係

「2025年包括的対外投資国家安全保障法（Comprehensive Outbound Investment National Security Act of 2025、「COINS法」）は、2025年12月18日にドナルド・トランプ大統領の署名を得て成立した2026会計年度国防授權法（National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2026）<sup>15</sup>の一部（Title LXXXV）として制定された。COINS法は、米国の対外投資規制のため、2023年に発令されたEO 14105および同大統領令に基づき2024年10月28日に公告され2025年1月2日から施行されているOIR最終規則で規定されている対外投資規制の基本的な枠組みを維持しつつ、その適用対象を拡大・調整し、財務長官に関連規則を拡充する裁量権を与えている。さらに、対外投資規制が効率的に行われるよう、その手続き面でもOIR最終規則を補足するものである。

COINS法とOIR最終規則の関係について、OIRを管轄している財務省は、OIR最終規則は既に2025年1月2日に発効し施行されている旨あらためて説明するとともに、

「COINS法は、財務長官に、同法に基づく行政規則を同法成立後450日以内に公布することを義務付けている。それまでは、取引関係者は、財務省が既に公布し、施行している現行の行政規則の諸規定を（「通知取引」の通知、および、「禁止取引」の差し控えを含め）順守し続けるべきである」旨述べている。<sup>16</sup>

COINS法の中核となる規定の枠組みは、以下のとおり。

- (1) 財務長官は、同長官が定める規則に従って、U.S. person（その支配下にある外国の法人を含む）が、「承知して行う（knowingly engaging）」「禁止技術（prohibited technology）」分野における「対象国家安全保障取引（covered national security transaction）」を、禁止できる。<sup>17</sup>
- (2) 財務長官は、「禁止技術ただし、財務長官が取引を禁止したものは除く）、および、「通知技術（notifiable technology）」に係る「対象国家安全保障取引」を行うU.S. personが、財務長官に対して、当該取引に関する書面の通知（notification）を行うことを義務付ける規則を、COINS法制定後450日以内に、同法の規定に従って、制定しなければならない。

COINS法の基本的枠組みは、U.S. personが、「懸念国」もしくは「対象外国人」が関与する、米国の安全保障上重要視している技術に関連する特定の取引に関して、財務長官が禁止し、それ以外の取引については、財務長官への通知を義務付ける内容となっている。そのため、実質的には、OIR最終規則が現在規制の対象としている各種取引分野と重複する。しかし、OIR最終規則では、行政規則上、「禁止取引」および「通知取引」という概念を基軸に、対外投資関連のさまざまな取引を規制しようとしているのに対し、COINS法では、米国の安全保障上重要であるとして特定した技術分野（①先進半導体技術およびマイクロエレクトロニクス、②AIシステム、③量子情報技術、④高性能コンピューティングおよびスーパーコンピューティング、および⑤極超音速システム）を特定し、その中でも特に重要なものについては、「禁止技術」として、U.S. personが関連の取引を行うこ

<sup>15</sup> Pub. Law No. 119-60. <https://www.congress.gov/119/bills/s1071/BILLS-119s1071enr.pdf>

<sup>16</sup> Outbound Investment Security Program, Frequently Asked Questions, Updated December 23, 2025. <https://home.treasury.gov/system/files/206/Outbound-Investment-Security-Program-FAQs.pdf>

<sup>17</sup> Sec. 801 (a) .

とを禁止し、その他の重要な技術については、「通知技術」として、U.S. person に対し関連取引の通知を義務付けるアプローチをとっている。ただし、具体的に「禁止技術」と「通知技術」をどのように分類するか、との点については、COINS 法で明文の規定を定めていない。このため、細部については、OIR 最終規則と COINS 法は、それぞれ異なる規定内容となっている。

以下、COINS 法の主要な規定の概要、および OIR 最終規則の規定内容との違いについて、ポイントを整理する。

## 2. 「懸念国 (country of concern) 」

OIR 最終規則では、現在、「懸念国」には、(香港およびマカオを含む) 中国のみが指定されているが、COINS 法では、(香港およびマカオを含む) 中国に加え、キューバ、イラン、北朝鮮、ロシア、マドゥロ大統領政権下のベネズエラも含むと定義されている。<sup>18</sup>

## 3. 「禁止取引」、「通知取引」、「禁止技術」、「通知技術」

前述のとおり、OIR 最終規則では、U.S. person による「対象外国人」が関与する「対象活動」のうち、半導体・マイクロエレクトロニクス、AI、または、量子情報技術に関連する特定の取引について「禁止取引」および「通知取引」を規定している。「禁止取引」については、そのような取引に関与することを原則として禁止するとともに、「通知取引」については、原則として取引完了後 30 日以内に財務省に通知をすることを義務付ける枠組みとなっている。

COINS 法では、「禁止取引」や「通知取引」の定義が条文で規定されておらず、また、「対象活動」の概念や用語が用いられていない。同法では、これらの概念や用語に代わり、「禁止技術」および「通知技術」との概念や用語が用いられ、それらの対象とする技術分野については、OIR 最終規則に含まれている、(i) 半導体・マイクロエレクトロニクス、(ii) AI、および (iii) 量子情報技術、の 3 つの分野のほかに、(iv) 高性能コンピューティング (high-performance computing) とスーパーコンピューティング (supercomputing)、および (v) 極超音速システム (hypersonic systems) が追加されている。しかし、COINS 法の条文自体には、概念的にどのような内容の技術が「禁止技術」や「通知技術」として分類されるのかについては、明文で規定されていない。今後の行政規則制定手続きを通じて、明らかにされていくものと思われる。

## 4. 「対象外国人」

OIR 最終規則では「対象外国人」は要旨以下を指すと規定されている。<sup>19</sup>

- (1) 「懸念国の者」で、「対象活動」に従事する人、
- (2) 直接もしくは間接的に、上記 (1) の決定機関に一席 (a board seat) を有している、投票権もしくは持分を有している、もしくは、契約に基づき経営もしくは政策に指示権を有している人で、特定の収入を (1) の人から得ているか、特定の支出を (1) に対して行っている人、または
- (3) 合弁事業に参加する (している) 「懸念国の者」

<sup>18</sup> Sec. 809 (2) .

<sup>19</sup> 31 CFR 850.209.

これに対し、COINS 法では、「対象外国人」の用語は用いられているが、「懸念国の者」や「対象活動」の概念や用語が用いられておらず、「対象外国人」を、以下のいずれかに該当する「外国人 (foreign person)」（法人を含む）と定義している。OIR 最終規則と異なり、COINS 法における「対象外国人」の定義には、「対象活動」への従事という要件が含まれていない。このことから、COINS 法の下では、対象活動に従事していない者であっても、「懸念国」において法人化されていることなどの要件を満たすだけで「対象外国人」に該当し得ることとなり、OIR 最終規則と比較して「対象外国人」の範囲が拡大する可能性がある点に留意が必要だ。

- (A) 「懸念国」で法人化されている、懸念国に主たる事業所を有する、もしくは懸念国の法律に基づき設立されている法人・組織
- (B) 中国共産党中央委員会 (Central Committee of the Chinese Communist Party) のメンバーもしくは「懸念国」の政治指導層 (political leadership) のメンバー
- (C) 「懸念国」、(A) の法人もしくは (B)、もしくは、「懸念国」の政府、地方政府、もしくはその下部機構、政府機関などの指示もしくは支配下に置かれている人 (法人などを含む)
- (D) 「懸念国」、(A) の法人もしくは (B)、もしくは、「懸念国」の政府、地方政府、もしくはその下部機構、政府機関などにより、直接若しくは間接的に、合計 50%以上所有されている法人・組織

#### 5. 「対象取引」、「対象国家安全保障取引」

OIR 最終規則では、同規則の対象となり得る「対象取引」を、前述のとおり、U.S. person による「対象外国人」が関与している（もしくは関与し得る）ことを承知して行う持分などの取得や、ローン、財産や資産の取得などと規定している。他方、COINS 法では、「対象取引」という用語に代え、「対象国家安全保障取引」という用語が用いられ、実質的に前述の「対象取引」と同様の取引の内容を「対象国家安全保障取引」に含めるとともに、U.S. person が自ら行う場合には、「禁止技術」や「通知技術」に係る取引となるものについても、「対象国家安全保障取引」の一部として規制対象としている。

#### 6. 今後の見通し

前述の通り、現時点では、OIR 最終規則が、米国の対外投資規制のための法令上の枠組みとなっており、同最終規則を管轄している財務省がその施行を行っている。他方、OIR 最終規則と重複する分野を対象に規制している COINS 法は、財務長官が、同法制定日（2025 年 12 月 18 日）から 450 日以内（2027 年 3 月 13 日まで）に、その施行規則を制定することを義務付けている。このことから、今後、財務省が中心になって、OIR 最終規則の改正手続きなどを通じて、COINS 法で規定されている対外投資規制の方針、枠組み、および関連の各種手続きなどが規定されていくことが見込まれる。

COINS 法は、同法制定後、7 年後（すなわち 2032 年 12 月 18 日）に失効する旨規定されている。このため、失効日が近づくにつれ、米国内では、それまでの COINS 法に基づく米国の対外投資規制の成果や影響などを踏まえ、COINS 法の延長や改正に関する議論が活発に行われることが予想される。将来、仮に米国内で、対外投資規制の是非に関する世論が割れることになれば、COINS 法の延長や改正が行われず、失効することになる。しかし、その時点で、現在の OIR 最終規則の根拠となっている EO 14105 が依然として有効

であれば、COINS 法施行のために修正された OIR 最終規則は失効せず、米国の対外投資規制が当面継続することになる。

なお、COINS 法は、同法で対外投資規制のために定められた禁止規定や通知規定の実効性を確保するために、財務長官が、米国の同盟国やパートナー諸国との連絡や調整を行い、共通の懸念国による「禁止技術」の開発を阻止することを奨励していることから、米国は今後日本に対しても、COINS 法と同様もしくは類似の枠組みを構築することにより、懸念国に対する投資の規制・管理を強化していくことを働きかけてくるものと思われる。

### III. その他の対外投資規制に関連する法令の枠組みおよび概要

以下、OIR 最終規則および COINS 法の対象となる分野以外の米国対外投資規制の一部として位置付けられ得る、U.S. person による懸念国の特定企業の公開取引証券の売買を禁止している大統領令のポイントを概説する。

#### A. 大統領令 13959 (EO 13959) <sup>20</sup>

トランプ大統領が政権 1 期目の 2020 年 11 月 12 日に発令した「共産中国軍事企業への証券投資によりもたらされる脅威に対処する大統領令 13959」(EO 13959)では、「中国の軍民産業複合体 (military-industrial complex) は、中国の軍事、諜報活動その他の安全保障体制・組織体制の取り組みを直接支援している」ことが、「米国の安全保障、外交政策、および経済に対する異例かつ重大な脅威をもたらしている」として、「国家緊急事態」宣言を行い、U.S. person が「共産中国軍事企業 (Communist Chinese military company, CCMC)」への投資となり得る公開有価証券の取引に関与することを原則として禁止した。

#### B. 大統領令 13974 (EO 13974) <sup>21</sup>

トランプ大統領は、政権 1 期目終了直前の 2021 年 1 月 13 日、前述の EO 13959 を修正する大統領令 13974 (EO 13974) を発令した。EO 13974 は、2021 年 1 月 11 日の時点で CCMC 関連の証券を保有している U.S. person に、同年 11 月 11 日までに当該証券を売却処分することを義務付けた。また、CCMC の定義が改定され、国防長官のみならず財務長官も CCMC に該当する企業を公告することができるようになった。EO 13974 は、バイデン大統領が 2021 年 6 月 3 日に発令した EO 14032 (後述) により、取り消された。

#### C. 大統領令 14032 (EO 14032) <sup>22</sup>

バイデン大統領は 2021 年 6 月 3 日、「特定の中国企業に資金を提供する証券投資がもたらす脅威に対処する大統領令 14032 (EO 14032) を発令した。EO 14032 は、トランプ大統領が 2020 年 11 月 12 日に発令した EO 13959 の内容を改正するもので、U.S. person の関与が禁止される中国企業関連の証券取引の対象が実質的に拡大された。具体的には、

<sup>20</sup> <https://www.federalregister.gov/documents/2020/11/17/2020-25459/addressing-the-threat-from-securities-investments-that-finance-communist-chinese-military-companies>

<sup>21</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/DCPD-202100019/pdf/DCPD-202100019.pdf>

<sup>22</sup> <https://www.federalregister.gov/documents/2021/06/07/2021-12019/addressing-the-threat-from-securities-investments-that-finance-certain-companies-of-the-peoples>

EO 13959 が禁止していた「米国防長官が『共産中国軍事企業（CCMC）』として特定した企業の公開有価証券に係る取引への関与の禁止」から、以下のいずれかに該当する者（企業）の公開有価証券などの売買に関与することが禁止されることになった。

- (1) EO 14032 に添付された付属文書に掲載されている 59 の企業（2021 年 8 月 2 日以降の取引関与が禁止）、または、
- (2) 財務長官が指定する
  - (i) 「中国の国防および関連軍需品部門（defense and related materiel sector）もしくは監視技術部門（surveillance technology sector）で活動を行っている、もしくは行った」者、または、
  - (ii) 上記 (i) に該当する者として特定された者（企業）（もしくは付属文書に掲載されている企業）を所有もしくは支配している者、
    - (i) に該当する者（もしくは付属文書に掲載されている企業）により所有もしくは支配されている者、もしくは、その他本規定に基づく禁止対象として特定された者

U.S. person とは、米国籍もしくは米国の永住権を有する個人、米国内の法令に基づき設立された法人その他の団体など、または、米国内の者（外国法人の米国内支店、営業所、駐在員事務所、米国居住、滞在、訪問中の外国人を含む）を指す。

EO 14032 に基づき、財務長官が新たに特定した者（企業）の公開有価証券等に関する取引については、特定された日から 60 日後以降、U.S. person がそれに関与することが原則として禁止される。

財務省外国資産管理局（OFAC）は、EO 14032 発令後、中国共産党と近い関係にある企業のみならず、中国内外での各種監視活動のために利用されている機器やサービスを開発、製造するなどして、中国内外の人権侵害などに寄与していると認定した中国系企業を追加的に特定している。これまでに EO 14032 に基づく公開有価証券売買禁止対象に指定された企業は、「非 SDN 中国軍民複合企業（Non-SDN Chinese Military-Industrial Complex Companies（NS-CMIC） List）」として、SDN リストとは区別する形で、公表されている。

23

日本や米国外を本拠地として、事業活動を行っている非米国企業は、一般に U.S. person に該当しないことになるため、NS-CMIC List のみに掲載されている企業の上場証券の取引に関与することは、EO 14032 により直接禁止されることにはならない。しかし、non-U.S. person の立場にある者であっても、U.S. person が EO 14032 で禁止されている取引を行うことを支援したり、non-U.S. person の企業が、米国外で U.S. person に、同 EO で禁止されている取引に関与するような取引や活動をさせたりすれば、EO 14032 に基づく罰則が適用され得る。従って、今後、法令順守の観点から各種のデューデリジェンスを行う際には、NS-CMIC List 掲載企業との取引についても、注意する必要がある。

---

<sup>23</sup> <https://www.treasury.gov/ofac/downloads/ccmc/nscmiclist.pdf>

#### IV. 日本・日系企業の留意点

前述の通り、米国の対外投資規制関連の法令の枠組みは、OIR 最終規則、COINS 法、および、公開有価証券取引規制関連の大統領令（「対外証券投資規制大統領令」）の全てに共通して、「米国人（U.S. person）」による対外投資やその他の対外的な資金提供に関連する取引に適用されることが基本原則となっている。従って、米国に何ら接点を有しない日本企業の投資活動に直接適用されるといった、域外適用的な側面はない。しかし、「米国人」の定義上、日本企業が米国に設立している現地の子会社、関連会社、支店、駐在員事務所などによる対外投資活動、資金運用やその他の取引には当然適用され得るので、日本をベースにしながら米国内の子会社や関連会社などを通じて、対外投資や資金運用をしている企業は、既に施行されている OIR 最終規則や対外証券投資規制大統領令の順守体制を整えておくことがリスク管理上望ましい。また、OIR 最終規則は、今後 COINS 法施行に向けて、規則改正が行われるため、その動向を注意していくことも、法令順守上重要となる。

また、米国に親会社や本拠地を有する企業の日本の子会社、営業所、支店、駐在員事務所などは、U.S. person により支配される人として、日本をベースとして行う各種投資活動や資本関連取引についても、OIR 最終規則、COINS 法および対外証券投資規制大統領令の適用を受け得るため、米国の親会社、関連会社などと緊密に連絡をとり、これらの法令順守のための体制を整えておくことが望ましい。

なお、前述のとおり、対外証券投資規制大統領令に基づき、NS-CMIC List が公開され、U.S. person はこのリストに掲載されている企業の公開有価証券の売買に関与することが禁止されている。同リストは、随時更新されており、同リストに掲載されている企業の活動は、米国政府が安全保障や米国の外交政策の観点から、その動向を注視している。よって、これらの企業の将来の活動の状況によっては、米国が規制や制裁対象としている他のリスト<sup>24</sup>に追加掲載される潜在的リスクがある。制裁内容によっては、日本企業が追加制裁の対象に指定された企業と事業関係を継続することに対しても、米国の制裁が科されるリスクが増大する。従って、米国に何ら拠点をもたない日本企業であっても、NS-CMIC List を含め、米国政府当局が公開し、随時更新している各種制裁リストについて、最新の情報を得る体制を整えておくことが、リスク管理上望ましい。

---

<sup>24</sup> この種のリストとしては、商務省が主管している、輸出管理規則（EAR）に基づく Entity List や Denied Persons List、財務省 OFAC が主管している SDN List などがある。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20260002>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
調査部 米州課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5545  
E-mail：ORB@jetro.go.jp